

報告 1 酒々井町制施行130周年記念事業について



当町は、明治22年の町村制施行以来、独立独歩の道を歩み続けており、今年町制施行130周年の節目の年を迎える、群馬県長野原町と並んで“日本で一番古い町”です。

そこで、平成31年度を節目の年として、町民の町に対する誇りとふるさと酒々井に対する愛着心を深める等、ふるさと意識の醸成を図るため、町民の代表者からなる「酒々井町制施行130周年記念事業実行委員会」を組織し、記念事業について企画、検討を行ってまいりました。

記念事業については、記念式典をはじめ節目の年にふさわしい様々な事業等を国の交付金等を活用し実施することを予定しています。

なお、各事業の詳細については、広報ニューしすい、町ホームページ等で、随時、お知らせします。



平成29年度の
「酒々井・千葉氏まつり」の様子

平成31年度は
町制施行130周年
記念事業として盛大
に開催します。

報告2 外出支援タクシー事業について



町では、健康で歩いて暮らせるまちづくりに取り組むとともに、高齢者の日常生活の移動手段を確保するため「しすいふれ愛タクシー」を運行していますが、土日、夜間など高齢者の外出しやすい環境づくりを支援するため、本年1月4日から、満75歳以上の運転免許証を有していない方にタクシー利用助成券を交付する「高齢者外出支援タクシー事業」を実施しています。1月末現在の利用状況ですが、タクシー利用助成券を92人の方に交付し、そのうち延べ36人の方の利用がありました。

－運転免許証を「70歳以上75歳未満」の間で返納された方を対象に－

そして新たに、高齢者の交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納された方で、自主返納時の年齢が「70歳以上75歳未満」の方に対し、タクシー料金に対する助成として、1枚につき500円の利用助成券40枚（1人1回に限り）を交付する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を本議会に新年度予算として提案しました。

報告3 「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」の締結について



一般社団法人日本福祉用具供給協会
と協定を締結しました



—いつ起こるかわからない災害に備えて—

町では、災害が発生した場合に、避難所等において、必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資を確保するため、2月22日に一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結しました。

一般社団法人日本福祉用具供給協会は、全国ネットの協会であることから、大災害において、全国から福祉用具等物資の供給が期待できます。

今後も、高齢者や障害をお持ちの方など、災害時に支援が必要とされる方への避難所の整備等、災害時への備えに努めてまいります。

報告4 買い物困難者支援事業について

移動スーパー「とくし丸」

移動販売事業
がはじまりました

町内の高齢者など、買い物弱者支援のための訪問による移動販売事業を2月7日から開始しました。

— 日用品や食料品など約300品目、1,200点を積載、

軽トラックがご自宅周辺まで伺います—

この事業は、住んでいる地域で日常の買い物や、生活に必要なサービスを受けることが難しい、いわゆる買い物困難者の皆様を対象に、ご自宅や周辺まで、日用品や食料品などの商品を乗せた軽トラックが出向き、週2回の定期的な移動販売を行うものです。なお、利用者は、店頭価格より1点10円を上乗せして購入しますが、商品を実際に手にし、見て買うことができるほか、注文をすることもできます。

— 高齢者の見守り活動も実施 —



販売の様子

事業者は、買い物困難者支援事業を全国展開している「株式会社とくし丸」が、地元のスーパー「ナリタヤ」と協力して行うもので、当事業を通して、地域の皆様のコミュニティの場となることも期待しているところです。さらに、戸別訪問の利点を活かし、ナリタヤと「見

守り活動等に関する協定書」を締結し、高齢者等の見守り活動も併せて実施してまいります。

報告5 酒々井小学校用地の公有地化の進捗状況について

全体の **約85%** が公有地に！



さらなる公有地化を推進します



酒々井小学校の用地については、借地部分の公有地化を進めているところですが、その進捗状況について報告します。

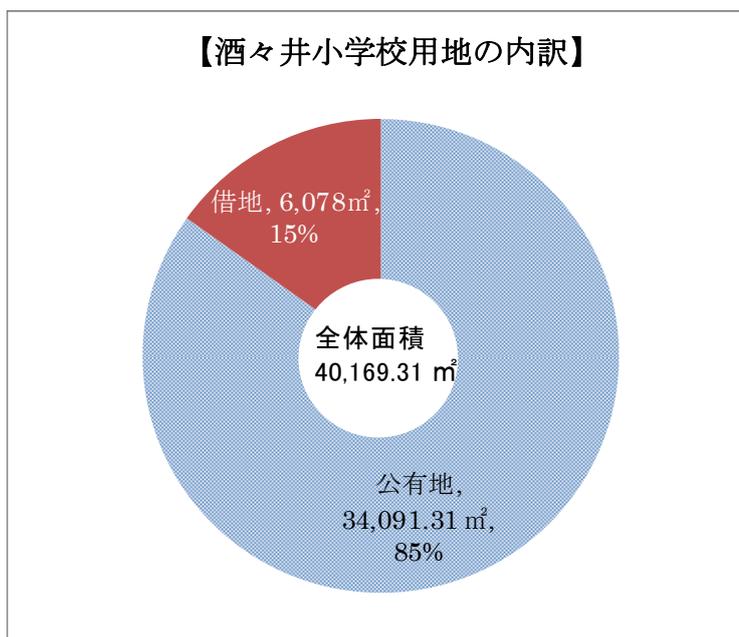
— この10年間で32.29%の公有地が増加 —

この10年間に、公有地の面積は、1万2,969.89㎡、全体に占める公有地の割合は32.29%、それぞれ増加しました。

特に平成30年度は、5筆、合計で5,089㎡、全体の12.67%を取得することができ、公有地の面積が全体の約85%となりました。

これまでにご協力いただきました関係地権者の皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

また、残りの借地部分についても、地権者の皆様にご理解いただけるよう説明を重ね、さらなる公有地化の推進に向け努めてまいります。



(平成31年2月末現在)

報告6 酒々井町馬橋残土等事業への町の対応に係る庁内 検証結果について

平成28年頃から、馬橋地区において残土等の土砂の崩落により、水路の閉塞や住宅地の冠水、町道の通行止め、農地等の損壊が発生し、町民の皆様にはたいへんご迷惑をおかけしております。

町では、これらの原因となった馬橋地区の残土等埋め立て事業について、これまでの町の対応及び行政手続きを検証し、今後の事務に活かすため、副町長を委員長とする「酒々井町馬橋残土等事業への町の対応に係る庁内検証委員会」を設置、全5回の検証委員会を開催しました。

その概要について報告します。

まず、これまでに至る経緯の中で、町の対応及び行政手続きに問題があったとして指摘のあった箇所は、表1のとおりです。

一方、これらの問題に対しては、コンプライアンスの徹底、事務ミスの防止、事務処理遅延等への対策、組織の横断的連携など、全4項目について対応方針が挙げられました。

町では、この度の検証結果を踏まえ、今後の適正な事務執行に向け、幅広い観点から改善策に取り組み、事務処理に遺漏のないよう努めてまいります。

【表1】

これまでの経緯と問題点

平成12年3月

事業者が、町農業委員会の決定及び県の許可を受けて、残土の埋立て事業を行うが、柵渠による排水路がエリア内にあることから残土の盛土が進められず、同社より暗渠管あんきょかんに改修し埋立てを行いたい旨の申し出がある。

町はこれを排水路施設の改修工事、いわゆる公共事業と位置付けし、同社と、排水路施設及びその用地を町へ帰属することを条件に暗渠化を認める協定を締結。

問題①

公図上青道のない箇所について、町には所有権がなく権限がないにもかかわらず、公共事業として位置付けをして事業者と協定書を締結したこと。

平成12年11月～	暗渠化工事が完了するも、用地が町へ帰属されず。	<p>問題②</p> <p>上記協定書によって町に帰属するものとなっていた暗渠部分の水路が、町に帰属（登記）されなかったこと。</p>
平成13年11月～	暗渠管で施工した箇所に、無許可による不法投棄が行われ、撤去できないまま同地区は県の是正区域となる。その後、許可を要しない小規模な埋立て事業が行われる。	<p>問題③</p> <p>不法な土砂の搬入に対し、再三の指導にもかかわらず、土砂の搬入が続けられてしまったこと。</p>
平成27年頃～	<p>許可を要しない再生土による埋立て事業が始まる。</p> <p>（平成29年1月、この盛り土が原因となり、町道が変形し通行止めとなる。）</p>	<p>問題④</p> <p>当時規制のなかった再生土が利用され、制止権限がないことから、無尽蔵に埋立てや盛土が行われてしまったこと。</p>
平成28年4月	<p>事業区域内に農地がある、許可を要しない再生土による埋立て事業計画が町農業委員会に提出され、町農業委員会は、許可相当として県に進達。県は、事業用地内の青道の付け替えが解決しない限り許可を出さない方針を示す。</p> <p>⇒許可が下りることを想定していた事業者は、現場に再生土を過剰に仮置きする。</p>	<p>問題⑤</p> <p>まちづくり課に農地転用を前提とした埋立て計画の相談があり、町及び農業委員会が書類を受け付けたことを、町が「許可の同意」をしたことに等しいものと事業者に解釈されてしまい、一方では、当該農地内の法定外公共物の扱いに係る農業事務所からの照会に対し、町は「埋め立てに不同意」と回答したことから、農地転用の許可は保留となり、そのような中で、事業者が手配済みの再生土を仮置きとして搬入し、その土砂が崩落して水路を埋没させ冠水騒ぎを起こしてしまったこと。</p>
平成28年9月	<p>長雨により過剰盛土と思われる再生土が崩落、水路及び暗渠部入口が閉鎖。開運団地北側一面に水が溜まり水没の危険性が生じた。</p> <p>⇒町は事業者に対して復旧するよう指導。土水路による仮復旧で通水。</p>	

報告7 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

平成30年6月、9月及び12月議会において行政報告しましたが、その後の経過を報告します。

平成30年11月22日の第3回弁論準備手続きに引き続き、平成31年1月17日に千葉地方裁判所で第4回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面3が提出され、争点の整理が行われました。

次回の日程は、平成31年3月7日に決定し、被告側準備書面3に対する原告側の認否書を提出し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。

※弁論準備手続き：裁判の初期の段階で争点及びその証拠整理を行い、審理を迅速かつスムーズに進めるための手続きです。



建設途中となっている
「青少年交流の家」

これまでの経緯

平成27年 11月19日	中央台公共用地内に青少年交流の家を建設すべく（株）ヤマロクと工事請負契約を締結。 契約金額 11,755,638円 契約工期 平成27年11月20日～平成28年3月25日
平成28年 3月31日	工期内に完成しなかったことにより、契約解除。出来高による精算及び建物の引渡を求める。
同年 4月～	町顧問弁護士と（株）ヤマロク側弁護士による文書のやり取りを行ったが、（株）ヤマロク側の請求金額2,446万791円と町の認識に大きな食い違いがあり、双方の主張が対立し、話し合いによる解決が困難であると判断されたため、訴訟による解決を図る。 ⇒平成30年3月議会定例会で議決を求め、可決される。
平成30年 4月10日	町顧問弁護士事務所である東京平河法律事務所と契約を締結。
同年 4月16日	訴訟物の価額267万3,515円での建物の引き渡し、違約金117万5,563円とその利息、訴訟費用1万9千円の支払いを求め訴状の提出を行う。
同年 6月7日	第1回口頭弁論 被告側に訴状に対する意思確認があり、被告側からは反論すると示される。
同年 8月2日	第1回弁論準備手続き 被告側から弁論準備手続き書面1が提出される。
同年 9月27日	第2回弁論準備手続き 被告側から弁論準備手続き書面2が提出される。
同年 11月22日	第3回弁論準備手続き これまで被告側から提出されていた準備書面に対し、町側の認否書の提出を行う。

報告8 「酒々井町と学校法人千葉工業大学との包括的な連携に関する協定」の締結について



町は、3月6日に「酒々井町と学校法人千葉工業大学との包括的な連携に関する協定」を締結しました。

－幅広い分野での相互交流に向けて－

本協定は、千葉工業大学の持つロボット、宇宙科学など広範囲にわたる最先端技術、知見及び優れた学生の力を当町のまちづくり及び地域の発展に向けて活用を図るとともに、千葉工業大学及び学生たちに、当町の「コンパクトシティ酒々井」をフィールドとした、人生の出会いの場の提供、さらに地域情報の入手や地域学習などを通じてまちづくりを実践していただくとするもので、町と千葉工業大学が幅広い分野で末永く相互交流を図るため、包括連携協定を締結することとなったものです。

－『寄贈』タブレットを教育現場で活用します－

本協定に基づく最初の取り組みとして、学生が入学してから卒業まで授業や研究などで使用したタブレットの一部、125台を初期化したものを、当町に寄贈していただきましたので、まずは教育現場で活用してまいります。